

宮城学院女子大学奨学金募集要項

この奨学金は、経済的理由により学業の継続が困難な学生を対象とするものです。

応募資格	1. 人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学部生。 2. 他の本学独自の給付奨学金・授業料減免を受けていない者。 ※国による修学支援新制度(日本学生支援機構:授業料等減免と給付型奨学金)の対象とならなかった学生を優先的に採用します。なお、新制度区分Ⅰ・Ⅱに該当する学生は申請ができません。
選考基準	世帯収入が、給与所得の場合 841 万円以下、事業所得の場合 355 万円以下を基準とする。
給付金額	修学支援新制度の区分Ⅰ・Ⅱに該当する者 : 申請不可 修学支援新制度の区分Ⅲに該当する者 : 20 万円 修学支援新制度の対象外(不採用含む)の者 : 30 万円
採用人数	15 名程度
出願方法	願書および各種証明書類(次ページ参照)を揃え、期限までに学生課へ郵送提出。 〒981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1 宮城学院女子大学 学生課 ※特定記録やレターパック等の配達記録の残る方法で郵送してください。
留意事項	※1 本学独自の貸与奨学金との併用は可ですが、本学から給付・貸与される奨学金の合計額が授業料額を上回ることはできません。 ※2 給付基準を満たしている申請者が給付人数を上回った場合、困窮度順に採用します。全員が採用になるとは限らないことを了承ください。 ※3 保護者(父母、もしくはそれに代わる人)の直筆の署名や押印、添付書類のとりよせが必要です。保護者と離れて暮らしている方は早めに準備をしてください。

<申請手続き>

ユニパ掲示板にて、申請書類一式をダウンロードし印刷してください。必要書類を揃え、学生課に期限までに郵送提出してください。

クラス担任所見は、ファイル名の学籍番号・氏名を自身のものに変更し、エクセルシートの学籍番号・氏名セルに自身のものを入力し、クラス担任に送付し依頼してください。その際、下記期日までに学生課に提出するよう合わせて伝えてください。

<提出期限>

2020年7月20日(月) 必着

【問合せ先】 宮城学院女子大学 学生課

〒981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1

TEL. 022-277-6271

E-mail. gakusei-c@mgu.ac.jp

【提出書類】

1) 願書 (学生本人が記入すること)およびクラス担任所見(クラス担任に依頼すること)

※願書の「保護者欄」(氏名、現住所、続柄、生年月日等)は、必ず保護者(父母またはそれに代わる人)に直筆で記入してもらってください。署名欄の代筆は不可。

※書き間違えた場合、修正テープは使用せずに、二重線を引いて訂正印を押してください。

※クラス担任所見は、クラス担任から直接学生課に提出いただきます。

2) 成績証明書 1年生:出身高校から取得

2年生以上:大学 HP での証明書発行案内を読み、教務課に申請してください。

3) 令和2年度(H31.1.1~R1.12.31 分所得)の所得証明書(同一生計家族のうち、学生以外の方全員分)

●父母両方(父母がいない場合は代わって家計を支えている人)および同一生計家族で学生以外の方全員の所得証明書を提出してください。

●無職であっても、収入0円と明記されている所得証明書等が必要です。遺族年金、親戚・祖父母・兄弟姉妹からの援助金、生活保護費をもらっている場合も「給与所得」とします(親戚等からの援助金がある場合は「援助金に関する申告書」の提出が必要です)。

●2020年1月1日以降出願時まで就職・転職・再就職等した方は、現在の収入に関する証明書(現在の勤務先が発行する「年収見込証明書」もしくは、直近の給与明細書(3カ月分程度)を提出してください。

●2020年1月1日以降出願時まで離職した方は、離職を証明する書類(離職票等)を提出してください。離職を証明する書類の提出ができない場合は、「収入に関する事情書(所定様式)」を提出してください。

●下記に当てはまる収入がある場合は、それを証明する添付書類も提出してください。(退職金等の臨時収入は申告不要です)

収入の種類	証明書類(コピー可)	発行者	備考
年金(遺族年金・恩給など)	年金振込通知書 または年金額改定通知書	日本年金機構等	
傷病手当	傷病手当金通知書		
失業給付金	雇用保険受給資格者証	ハローワーク	すべてのページをコピーする
児童扶養手当・児童手当など	児童(扶養)手当通知書	市区町村	
生活保護	保護決定(変更)通知 (金額が明記された書類)	福祉事務所	受給証明書は不可

4) 特別控除に関する証明書 (あてはまる場合は、下記の証明書類を提出してください)

①家族の中に障害のある方がいる場合 ⇒障害者手帳のコピー

②家計維持者が単身赴任等で別居している場合

⇒単身赴任者の家賃・電気・ガス・水道代の領収書のコピー(2~3カ月分)
(自動引落しの時は通帳のコピーの他、請求書もあわせて提出のこと)

③家族の中で、6ヶ月以上の長期療養者がいる場合

⇒病院・薬局の領収書や、介護保険法による「要介護・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した自己負担額がわかる領収書などのコピー(直近6か月分)

④最近1年以内に、火災・風水害または盗難などの被害を受けたことがあり、その後長期(2年以上)にわたって支出の増加または収入の減少がある場合

⇒被害を受けたことの証明書(罹災証明書・盗難届など)と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。(保険・損害賠償などで補てんされた金額は除く)